

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

新日本建設株式会社

代表取締役社長 高 見 克 司

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本ビル 12階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第53期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役11名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.shinnihon-c.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.shinnihon-c.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な米国経済のもと、輸出企業を中心に企業業績が好調に推移したことから、おおむね回復基調で推移いたしました。

当社グループをとりまく事業環境におきましては、建設事業では、宿泊施設や介護施設等の建築需要は底堅く推移いたしました。一方、開発事業等では、首都圏のマンション市場の販売価格は高止まりしており、厳しい状況となりました。

このような環境の中、当社グループの連結業績につきましては、売上高は前年比11.1%増の868億57百万円、その事業別内訳は建設事業売上高499億98百万円、開発事業等売上高368億58百万円となりました。利益につきましては、営業利益は前年比4.4%増の122億84百万円、経常利益は前年比5.8%増の119億72百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、過年度決算修正時に会計上見積り計上していた未払法人税等の取崩しを実施したことから、前年比69.2%増の126億98百万円となりました。

当連結会計年度の受注高・売上高

区 分	受 注 高			売 上 高		
	金 額	対前年同期比 増減	構成比	金 額	対前年同期比 増減	構成比
	(百万円)	(%)	(%)	(百万円)	(%)	(%)
建設事業	57,155	26.7	62.1	49,998	31.9	57.6
開発事業等	34,903	△10.0	37.9	36,858	△8.4	42.4
合 計	92,058	9.7	100.0	86,857	11.1	100.0

(注) 建設事業は主として建築工事ですが、一部土木工事等が含まれております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、11億11百万円であります。このうち主なものは、当期に完成した販売用不動産一棟について、保有目的を変更したことによる建物・構築物5億16百万円、土地5億70百万円の増加であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、建設事業と開発事業によるシナジー効果の更なる拡充による一層の企業価値の向上を目指し、下記の事項に取り組んでまいります。

- ① 安心・安全で高品質な物件の提供
 - ・ 杭・躯体工事の施工管理厳格化
 - ・ 第三者機関検査の導入による施工品質向上
 - ・ 研修の拡充による社員の技術力向上
- ② 企画開発力・営業力の強化
 - ・ 顧客ニーズに対応した付加価値営業の徹底
 - ・ 大型案件、非住宅分野の対応強化による顧客基盤拡大
 - ・ 「EXCELLENT CITY」ブランド力の強化
- ③ 継続的な業務改善による生産性向上、及び働きやすい環境の整備
 - ・ 施工管理手法の改善による施工品質向上、及びコスト削減
 - ・ 自社製販一貫体制の更なる改善による高品質な商品、サービスの提供
 - ・ 業務効率化による総労働時間の削減
- ④ リスク管理・コンプライアンスの徹底
 - ・ 工事受注・用地仕入時等における事業リスク管理の徹底
 - ・ 内部統制監査並びに業務監査の拡充
 - ・ 法令・社会規範等を遵守した業務遂行の徹底

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (平成26年 3 月期)	第 51 期 (平成27年 3 月期)	第 52 期 (平成28年 3 月期)	第53期(当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	66,779	77,677	83,911	92,058
売 上 高 (百万円)	64,115	70,078	78,146	86,857
経 常 利 益 (百万円)	5,912	8,034	11,313	11,972
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,508	4,942	7,504	12,698
1株当たり当期純利益(円)	60.02	84.54	128.37	217.21
総 資 産 (百万円)	85,408	83,040	85,558	93,492
純 資 産 (百万円)	24,889	29,867	36,237	47,445

(注) 第50期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (平成26年 3 月期)	第 51 期 (平成27年 3 月期)	第 52 期 (平成28年 3 月期)	第53期(当事業年度) (平成29年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	54,423	67,068	72,154	76,051
売 上 高 (百万円)	51,047	58,568	66,614	75,957
経 常 利 益 (百万円)	5,098	7,647	11,039	12,800
当期純利益 (百万円)	3,226	4,851	7,385	11,889
1株当たり当期純利益(円)	55.18	82.98	126.34	203.36
総 資 産 (百万円)	70,044	68,596	70,453	80,027
純 資 産 (百万円)	21,512	26,066	32,711	43,755

(注) 第50期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社新日本コミュニティー	20百万円	100%	マンション・ビル管理受託及び建物 修繕工事請負
新日本不動産株式会社	379百万円	100%	当社本社社屋の賃貸及び不動産の賃 貸
株 式 会 社 建 研	100百万円	100%	建設工事の設計及び施工
新日興進（瀋陽）房地產有限公司	1,286万US\$	70%	不動産開発及び不動産開発に関する コンサルティング

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社6社で構成され、建築工事・土木工事の請負及び不動産の売買、賃貸を主な内容とする事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社 本 社	千葉県千葉市美浜区
東 京 支 店	東京都中央区
北 関 東 支 店	千葉県柏市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
株式会社新日本コミュニティー	千葉県千葉市美浜区
新日本不動産株式会社	千葉県千葉市美浜区
株式会社建研	東京都中央区
新日興進（瀋陽）房地產有限公司	中華人民共和国 遼寧省

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
建 設 事 業	397名	(増) 10名
開 発 事 業 等	80	(減) 3
全 社 (共 通)	33	(減) 1
合 計	510	(増) 6

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 嘱託76名、パート1名は除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
361名	(増) 8名	36.9歳	12.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 嘱託28名、パート1名は除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	3,500
株 式 会 社 京 葉 銀 行	1,968
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
(2) 発行済株式の総数 61,360,720株 (うち自己株式2,898,806株)
(3) 株主数 3,031名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 シ ン ニ ホ ン コ ム	19,700	33.70
株 式 会 社 ユ ニ オ ン サ イ ト	6,761	11.57
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,877	4.92
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,383	4.08
公 益 財 団 法 人 新 日 育 英 奨 学 会	1,700	2.91
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,690	2.89
東 方 地 所 株 式 会 社	1,500	2.57
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,141	1.95
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	968	1.66
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	719	1.23

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式2,898,806株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 綱 一 男	会長執行役員、 ㈱建研代表取締役会長、 新日興進（瀧陽）不動産有限公司董事長、 （一社）中高層耐震建築機構代表理事理事長
代表取締役社長	高 見 克 司	社長執行役員、 ㈱新日本コミュニティー代表取締役社長 新日本不動産㈱代表取締役社長
取締役	鈴木 政 幸	専務執行役員生産管理本部長
取締役	今井 三 幸	専務執行役員開発事業本部長兼東京支店長
取締役	三上 順 一	常務執行役員工事本部長
取締役	高橋 苗 樹	常務執行役員管理本部長兼経営企画室長
取締役	高橋 瀨 也	執行役員建設営業本部都市開発部長
取締役	木津 進 生	執行役員建設営業本部企画開発部長
取締役	大川 良 裕	執行役員建設営業本部開発営業部長
取締役	山口 裕 正	㈱ディスク監査役
取締役	高橋 真 司	芝大門法律事務所所属弁護士
常勤監査役	佐藤 卓 夫	
常勤監査役	亀岡 秀 典	
監査役	大 嶋 良 弘	大嶋良弘公認会計士事務所所長、 税理士法人大嶋会計代表社員
監査役	石 山 和 次 郎	石山和次郎税理士事務所所長

- (注) 1. 当事業年度中に任期満了により退任した監査役
監査役 安川 皓一郎（平成28年6月29日 退任）
- 取締役のうち山口裕正及び高橋真司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 監査役のうち大嶋良弘及び石山和次郎の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 監査役大嶋良弘氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 監査役石山和次郎氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 責任限定契約の内容の概要
当社が定款に基づき社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 12名 174百万円（うち社外取締役2名 4百万円）

監査役 5名 14百万円（うち社外監査役2名 4百万円）

- (注) 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額15百万円(取締役14百万円、監査役 0百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山口裕正氏の兼職先である株式会社ディスコと当社との間に記載すべき事項はございません。

社外取締役高橋真司氏の兼職先である芝大門法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。

社外監査役大嶋良弘氏の兼職先である大嶋良弘公認会計士事務所及び税理士法人大嶋会計と当社との間に記載すべき事項はございません。

社外監査役石山和次郎氏の兼職先である石山和次郎税理士事務所と当社との間に記載すべき事項はございません。

② 主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	山 口 裕 正	当事業年度に開催された取締役会には20回中20回出席し、主に長年経営者として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
取 締 役	高 橋 真 司	当事業年度に開催された取締役会には20回中20回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	大 嶋 良 弘	当事業年度に開催された取締役会には20回中20回、監査役会には17回中17回出席し、主に公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	石 山 和 次 郎	当事業年度に開催された取締役会には20回中19回、監査役会には17回中16回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針またはその他の事項

該当事項はありません。

ハ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(注) 平成28年6月29日開催の第52回定時株主総会において、新たに優成監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
③ 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人であった有限責任あずさ監査法人に対し、監査法人交代に伴う手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、平成18年4月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。

基本方針は下記のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社法務室を当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当部署とし、「新日本建設グループコンプライアンス規程」に基づき研修等を行い、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。
- ② 相談・通報体制を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、社長及び監査役に通報（匿名も可）しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。
- ③ 内部監査部門による当社グループ全体の内部監査及び社内相談等を通じて、不正の発見・防止に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理の基本方針」を定め、当社グループにおけるリスクの洗い出しを行い、特に管理すべき重要リスクを認識するとともに、管理すべき部署を定め、当該リスク管理部署が中心となってリスクをコントロールしていく体制を整備しております。
- ② 内部監査部門による当社グループの監査を通じて、リスクの発見・損失の防止に努めております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ② 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ③ 日常の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に従い、効率的な業務執行に努めております。

(4) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」に従い適切に保存、管理（廃棄を含む。）しております。
- ② 情報の管理については、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 管理本部財務・企画部を当社グループ全体の内部統制を統括する担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、適切に当社グループの管理・指導を行っております。
- ② 当社グループの法令、諸規則違反、不適切な取引や会計処理防止あるいは諸規程違反行為を発見是正するための措置として、当社役員の子会社への派遣や子会社との定期的な情報交換を実施しております。

(6) 監査役が職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くことができるものとしております。
- ② 監査役は職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとしております。
- ③ 監査役は職務を補助すべき使用人の任命、異動、考課、懲戒について、すべて取締役会の同意を得るものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款・規定違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告いたします。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行っております。
- ③ 前項の報告・情報提供としての主なものは次のとおりとしております。
 - ア 内部監査部門の監査結果
 - イ 子会社の監査結果
 - ウ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - エ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - オ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
- ④ 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。
- ⑤ 監査役と代表取締役との定期的な情報交換会を開催しております。
- ⑥ 監査役と会計監査人とが効果的に職務を分担できるよう定期的な情報交換会を開催しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該請求等を処理するものとしております。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「新日本建設グループ企業行動憲章」において、「反社会的勢力との関係遮断」を明確にし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不正・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することとしております。また、当社法務室をその責任部署とし、不正・不当要求対応研修会の開催等、有事対応体制を整備しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会を20回開催いたしました。なお、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、社外取締役2名が全ての取締役会に出席いたしました。その他、監査役会を17回、常務会を20回、経営会議を12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会にて定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役及びその他の取締役、執行役員、監査室、会計監査人との間で意見交換会を開催し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査室は、監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制評価を実施いたしました。

.....
本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ただし、1株当たり当期純利益については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	80,561	流動負債	38,548
現金預金	35,048	支払手形・工事未払金等	24,221
受取手形・完成工事未収入金等	11,411	短期借入金	4,030
販売用不動産	8,260	リース債務	15
未成工事支出金	258	未払法人税等	2,955
開発事業等支出金	24,669	未成工事受入金	3,606
材料貯蔵品	69	開発事業等受入金	516
繰延税金資産	515	賞与引当金	420
その他	345	完成工事補償引当金	153
貸倒引当金	△17	その他	2,629
固定資産	12,931	固定負債	7,498
有形固定資産	11,501	長期借入金	5,948
建物・構築物	4,845	リース債務	42
機械及び装置	21	役員退職慰労引当金	260
車両運搬具及び工具器具備品	38	退職給付に係る負債	705
土地	6,542	繰延税金負債	329
リース資産	52	その他	211
無形固定資産	46	負債合計	46,047
リース資産	0	純 資 産 の 部	
その他	46	株主資本	47,011
投資その他の資産	1,383	資本金	3,665
投資有価証券	776	資本剰余金	3,421
繰延税金資産	169	利益剰余金	40,503
その他	450	自己株式	△578
貸倒引当金	△12	その他の包括利益累計額	402
		その他有価証券評価差額金	160
		為替換算調整勘定	242
		退職給付に係る調整累計額	△0
		非支配株主持分	30
資産合計	93,492	純資産合計	47,445
		負債・純資産合計	93,492

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	49,998	
開発事業等売上高	36,858	86,857
売 上 原 価		
完成工事原価	41,727	
開発事業等売上原価	28,546	70,273
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	8,270	
開発事業等総利益	8,312	16,583
販売費及び一般管理費		4,298
営 業 利 益		12,284
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	15	
その他	31	46
営 業 外 費 用		
支払利息	274	
為替差損	70	
その他	13	358
経 常 利 益		11,972
特 別 利 益		
固定資産売却益	2	2
特 別 損 失		
固定資産除却損	14	
その他	1	15
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,959
法人税、住民税及び事業税	4,234	
過年度法人税等	△4,324	
法人税等調整額	△96	△185
当 期 純 利 益		12,145
非支配株主に帰属する当期純損失		△552
親会社株主に帰属する当期純利益		12,698

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,665	3,421	28,740	△577	35,249
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△935		△935
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,698		12,698
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	11,763	△0	11,762
当 期 末 残 高	3,665	3,421	40,503	△578	47,011

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	69	358	△47	380	608	36,237
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△935
親会社株主に帰属する 当期純利益						12,698
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	91	△116	47	22	△577	△554
当期変動額合計	91	△116	47	22	△577	11,207
当 期 末 残 高	160	242	△0	402	30	47,445

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

新日本建設株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎 哲 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 直子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月31日

新日本建設株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 卓夫 ㊟

常勤監査役 亀岡 秀典 ㊟

監査役 大嶋 良弘 ㊟

監査役 石山 和次郎 ㊟

(注) 監査役大嶋良弘及び監査役石山和次郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	67,180	流動負債	32,181
現金預金	30,107	支払手形	9,290
完成工事未収入金	7,894	工事未払金	12,026
開発事業等未収入金	678	短期借入金	2,500
販売用不動産	3,033	リース債務	10
未成工事支出金	97	未払金	1,315
開発事業等支出金	24,673	未払費用	197
材料貯蔵品	0	未払法人税等	2,631
前渡金	126	未成工事受入金	2,990
前払費用	0	開発事業等受入金	360
繰延税金資産	436	賞与引当金	315
短期貸付金	557	完成工事補償引当金	119
未収入金	34	その他	423
その他の他	57	固定負債	4,090
貸倒引当金	△518	長期借入金	3,000
固定資産	12,847	リース債務	25
有形固定資産	6,437	退職給付引当金	647
建物・構築物	3,010	役員退職慰労引当金	260
車両運搬具	8	その他	156
工具器具・備品	11	負債合計	36,272
土地	3,373	純 資 産 の 部	
リース資産	32	株主資本	43,595
無形固定資産	12	資本金	3,665
ソフトウェア	10	資本剰余金	3,421
リース資産	0	資本準備金	3,421
その他の他	1	利益剰余金	37,087
投資その他の資産	6,397	利益準備金	410
投資有価証券	701	その他利益剰余金	36,677
関係会社株式	2,635	別途積立金	22,000
出資金	0	繰越利益剰余金	14,677
長期貸付金	2,533	自己株式	△578
繰延税金資産	145	評価・換算差額等	160
その他の他	391	その他有価証券評価差額金	160
貸倒引当金	△9	純資産合計	43,755
資産合計	80,027	負債・純資産合計	80,027

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	40,169	
開発事業等売上高	35,788	75,957
売 上 原 価		
完成工事原価	33,930	
開発事業等売上原価	26,367	60,298
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	6,239	
開発事業等総利益	9,420	15,659
販売費及び一般管理費		3,254
営 業 利 益		12,404
営業外収益		
受取利息配当金	426	
その他	27	453
営業外費用		
支払利息	44	
その他	14	58
経 常 利 益		12,800
特 別 利 益		
固定資産売却益	1	1
特 別 損 失		
固定資産除却損	14	
貸倒引当金繰入額	500	
関係会社出資金評価損	1,060	
その他	1	1,575
税 引 前 当 期 純 利 益		11,225
法人税、住民税及び事業税	3,759	
過年度法人税等	△4,324	
法人税等調整額	△98	△663
当 期 純 利 益		11,889

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,665	3,421	3,421	410	17,700	8,023	26,133
当期変動額							
剰余金の配当						△935	△935
別途積立金の積立					4,300	△4,300	－
当期純利益						11,889	11,889
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	4,300	6,653	10,953
当期末残高	3,665	3,421	3,421	410	22,000	14,677	37,087

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	△577	32,642	69	69	32,711
当期変動額					
剰余金の配当		△935			△935
別途積立金の積立		－			－
当期純利益		11,889			11,889
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			91	91	91
当期変動額合計	△0	10,953	91	91	11,044
当期末残高	△578	43,595	160	160	43,755

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

新日本建設株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本間洋一	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎哲	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田直子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月31日

新日本建設株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤卓夫 ㊟

常勤監査役 亀岡秀典 ㊟

監査役 大嶋良弘 ㊟

監査役 石山和次郎 ㊟

(注) 監査役大嶋良弘及び監査役石山和次郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額584,619,140円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金16円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 11,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 11,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものがあります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>(1)取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2) 補欠または増員により選任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）の任期が満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かね つな かず お 金 綱 一 男 (昭和15年3月28日生)	昭和39年10月 (有)金綱工務店設立 代表取締役社長 昭和44年2月 (有)金綱工務店を株式会社に組織変更し、代表取締役社長に就任、昭和47年4月新日本建設(株)と商号変更 平成25年6月 当社代表取締役会長会長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) (株)建研代表取締役会長 新日興進(瀋陽)房地產有限公司董事長 (一社)中高層耐震建築機構代表理事理事長	16株
取締役候補者とした理由 当社の設立者として長年にわたり当社の経営に携わっており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
2	たか み かつ し 高 見 克 司 (昭和39年11月21日生)	平成元年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成15年4月 当社入社 管理本部経理部長 平成16年4月 当社管理本部長兼経営企画室長 平成16年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 平成18年4月 当社取締役建設営業本部営業第二部長 平成19年4月 当社取締役建設営業本部都市開発第一部長 平成19年6月 当社常務取締役建設営業本部都市開発第一部長 平成20年4月 当社常務取締役建設営業副本部長兼都市開発第一部長兼リーシング開発部長 平成21年4月 当社常務取締役建設営業本部第二営業本部長兼都市開発部長 平成21年6月 当社代表取締役副社長兼建設営業本部第二営業本部長兼都市開発部長 平成22年4月 当社代表取締役副社長兼建設営業本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) (株)新日本コミュニティー代表取締役社長 新日本不動産(株)代表取締役社長	200,000株
取締役候補者とした理由 社長として当社の業務に携わっており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<p style="text-align: center;">すず き まさ ゆき 鈴木 政幸 (昭和30年10月11日生)</p>	<p>昭和51年11月 当社入社 平成8年4月 当社工事本部工事第一部長 平成11年6月 当社取締役工事本部工事第一部長 平成13年4月 当社取締役技術本部購買部長 平成17年6月 当社常務取締役技術本部長 平成19年4月 当社常務取締役第一工事本部長 平成21年4月 当社常務取締役工事本部統括本部長 兼第一工事本部長兼生産管理部統括 兼工務部長 平成22年4月 当社常務取締役工事本部統括本部長 兼第一工事本部長兼生産管理部統括 平成23年4月 当社常務取締役工事統括本部長兼第 一工事本部長兼生産管理部長 平成24年4月 当社常務取締役工事統括本部長 平成24年9月 当社常務取締役生産管理本部長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員生産管理本 部長（現任）</p>	12,336株
<p>取締役候補者とした理由 入社以来、主として工事部門や購買部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取 締役として選任するものであります。</p>			
4	<p style="text-align: center;">いま い みつ お 今井 三男 (昭和32年9月15日生)</p>	<p>昭和56年4月 大京観光(株)（現(株)大京）入社 平成12年4月 当社入社 東京支店不動産部長 平成13年4月 当社不動産事業副本部長兼東京支店 長 平成13年6月 当社取締役不動産事業副本部長兼東 京支店長 平成17年6月 当社常務取締役不動産事業副本部長 兼営業部長 平成18年4月 当社常務取締役不動産事業副本部長 兼東京支店長 平成21年4月 当社常務取締役不動産事業副本部長 兼東京支店長兼営業部長 平成22年4月 当社常務取締役開発事業副本部長兼 東京支店長兼マンション営業部長 平成23年4月 当社常務取締役開発事業副本部長兼 東京支店長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員開発事業本 部長兼東京支店長（現任）</p>	15,000株
<p>取締役候補者とした理由 入社以来、主として開発部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として 選任するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	みかみ じゅん いち 三上 順一 (昭和30年8月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成10年4月 当社工事本部工事第三部長 平成16年4月 当社工事本部工事第二部理事部長 平成17年4月 当社工事本部工事第五部理事部長 平成17年6月 当社取締役工事本部工事第五部長 平成18年4月 当社取締役工事本部第二工事本部長兼工事第五部長 平成19年4月 当社取締役第二工事本部長 平成21年4月 当社取締役工事統括副本部長兼技術支援室統括兼第二工事本部長 平成22年4月 当社取締役工事本部副本部長兼第二工事本部長兼技術支援室統括 平成23年4月 当社取締役工事統括副本部長兼第二工事本部長兼検査・技術支援室長 平成24年4月 当社取締役工事本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員工事本部長(現任)	10,000株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として工事部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
6	たか はし なえ き 高橋 苗樹 (昭和41年10月29日生)	平成3年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成18年6月 当社入社 経営企画室長 平成20年6月 当社執行役員経営企画室長 平成22年4月 当社執行役員管理本部長兼経営企画室長 平成22年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 平成25年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経営企画室長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長(現任)	2,700株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として管理部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			
7	さば せ じゅん や 鯖瀬 淳也 (昭和39年12月15日生)	昭和63年4月 当社入社 平成15年4月 当社営業本部北関東支店長 平成18年4月 当社建設営業本部北関東理事支店長 平成19年4月 当社執行役員建設営業本部北関東支店長 平成22年6月 当社取締役建設営業本部北関東支店長 平成24年4月 当社取締役建設営業本部都市開発部長 平成25年6月 当社取締役執行役員建設営業本部都市開発部長(現任)	12,300株
取締役候補者とした理由 入社以来、主として営業部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	きづ すずむ 木津 進 (昭和39年11月3日生)	昭和62年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部営業企画部長 平成19年4月 当社執行役員建設営業本部営業企画部長 平成25年6月 当社取締役執行役員建設営業本部営業企画部長 平成28年4月 当社取締役執行役員建設営業本部企画開発部長 (現任)	22,400株
	取締役候補者とした理由 入社以来、主として営業部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。		
9	おおかわりょうせい 大川 良生 (昭和39年8月27日生)	昭和63年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部開発営業部長 平成19年4月 当社執行役員建設営業本部開発営業部長 平成25年6月 当社取締役執行役員建設営業本部開発営業部長 (現任)	12,700株
	取締役候補者とした理由 入社以来、主として営業部門を担当しており、当社の業務に精通しているため、取締役として選任するものであります。		
10	【社外取締役候補者】 やまぐち ゆうせい 山口 裕正 (昭和23年1月10日生)	昭和46年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成7年7月 同行 東京業務本部審査部長 平成10年4月 同行 考査部長 平成11年6月 同行 執行役員 平成14年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 常務執行役員 平成15年6月 藤和不動産(株)(現三菱地所レジデンス(株)) 代表取締役副社長 平成21年3月 同社 顧問 平成21年5月 ユニチカ(株)顧問 平成21年6月 同社 代表取締役専務執行役員 平成26年6月 同社 取締役専務執行役員 平成27年4月 同社 取締役執行役員 平成27年6月 (株)ディスコ監査役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	一株
	社外取締役候補者とした理由 長年にわたり会社経営に携われており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。		
11	【社外取締役候補者】 たかはし しんじ 高橋 真司 (昭和47年6月30日生)	平成11年4月 弁護士登録 芝大門法律事務所入所(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	一株
	社外取締役候補者とした理由 弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任するものであります。なお、高橋真司氏は社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場からの確かな指導・助言をいただけることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

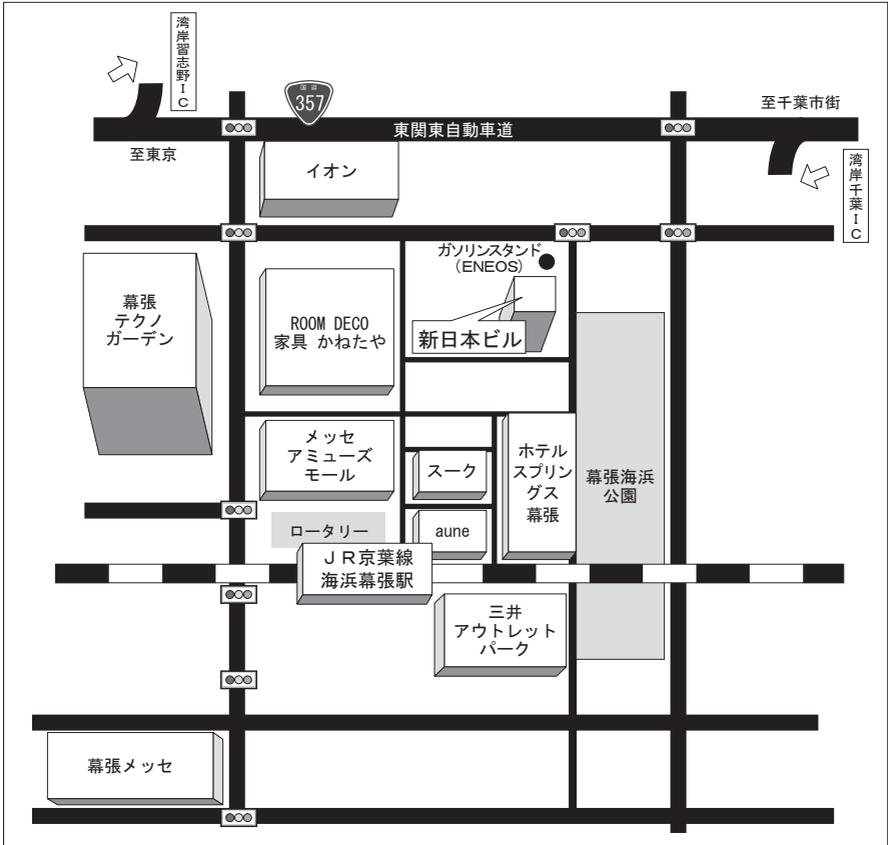
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口裕正並びに高橋真司の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京取引証券所の定める独立役員に指定しております。
3. 社外取締役候補者の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、山口裕正並びに高橋真司の両氏とも2年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての社外取締役と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。本選任議案が可決された場合は、山口裕正、高橋真司の両氏との間に、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

新日本ビル 12階会議室



■最寄駅からの交通機関

JR京葉線海浜幕張駅より徒歩約4分